

平成24年6月27日

株 主 各 位

東京都千代田区大手町二丁目2番1号

日 鐵 商 事 株 式 會 社

代表取締役社長 今久保 哲大

第35回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第35回定時株主総会において、下記のとおり報告及び決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報 告 事 項**
1. 第35期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記事業報告の内容、連結計算書類の内容及びその監査結果を報告いたしました。
 2. 第35期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。
(同封の報告書をご参照ください。)

決 議 事 項

第1号議案

剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

(期末配当に関する事項につきましては、同封の報告書の「期末配当について」をご参照ください。)

また、種類株式Bの取得に備えた、種類株式B取得積立金の積立に関する事項につきましては、40億円の計上が決定されました。)

第2号議案

自己株式（種類株式B）取得の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

(下記をご参照ください。)

- (1) 取得する株式の種類及び種類ごとの数
当社種類株式B 40万株
- (2) 株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容及びその総額
金40億円
- (3) 株式を取得することができる期間
本総会終結の時から平成24年9月30日まで

第3号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

(下記をご参照ください。)

(下線部分に変更箇所であります。)

変更前の定款	変更後の定款
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条 <u>(株式の種類及び発行可能株式総数)</u></p> <p><u>当社は、普通株式のほか、第2章の2に定める内容の株式 (以下「種類株式B」という。) を発行することができる。</u></p> <p><u>当社の発行可能株式総数は、2億3,240万株とし、このうち2億3,200万株は普通株式、40万株は種類株式Bとする。但し、普通株式又は種類株式Bにつき消却があった場合には、それぞれこれに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>第7条 (単元株式数)</p> <p><u>当社の普通株式の単元株式数及び種類株式Bの単元株式数はいずれも1,000株とする。</u></p> <p>第8条～第11条 (略)</p> <p>第2章の2 <u>種類株式B</u></p> <p>第12条 (優先配当金)</p> <p><u>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載の種類株式Bを有する株主 (以下「種類株主B」という。) 及び種類株式Bの登録株式質権者 (以下「種類登録株式質権者B」という。) に対し、普通株式を保有する株主 (以下「普通株主」という。) 及び普通株式の登録株式質権者 (以下「普通登録株式質権者」という。) に先立ち、剰余金の配当 (以下種類株主B及び種類登録株式質権者Bに対する剰余金の配当を「優先配当」という。) を行うものとする。</u></p>	<p>第1章 (同左)</p> <p>第1条～第5条 (同左)</p> <p>第2章 (同左)</p> <p>第6条 (発行可能株式総数)</p> <p>(削る)</p> <p>当社の発行可能株式総数は、<u>2億3,200万株</u>とする。</p> <p>第7条 (単元株式数)</p> <p>当社の<u>1単元の株式の数</u>は、1,000株とする。</p> <p>第8条～第11条 (同左)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>

変更前の定款	変更後の定款
<p><u>優先配当は次のとおりこれを行う。種類株主B及び種類登録株式質権者Bに対し、種類株式B 1株につき、その1株当たりの発行価額に3月31日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の全国銀行協会が発表する6ヶ月物の東京日本円銀行間金利申込利率（以下「6ヶ月物円TIBOR」という。）に1パーセントを加えた利率を乗じた金額（以下「優先配当基準金額」という。）とその1株当たりの会社法第461条に定める分配可能額（以下「分配可能額」という。）のいずれか少ない額の配当を分配可能額がある限り必ず行う。</u></p> <p><u>当該事業年度において、次項に定める剰余金の配当を行ったときは、種類株式B 1株当たりの優先配当の金額はその1株当たりの剰余金の配当の金額を控除した額とする。</u></p> <p><u>当社は、第41条第2項により剰余金の配当を行うときは、種類株主B及び種類登録株式質権者Bに対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、種類株式B 1株につき、その1株当たり発行価額の2分の1に、9月30日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の6ヶ月物円TIBORに1パーセントを加えた利率を乗じた金額を上限として行う。</u></p> <p><u>第12条の2（非累積型）</u></p> <p><u>種類株主B及び種類登録株式質権者Bに対して優先配当基準金額の優先配当を行わない場合においても、その差額は翌事業年度以降累積しない。</u></p>	<p>(削る)</p>

変更前の定款	変更後の定款
<p>第12条の3（非参加型） <u>種類株主B及び種類登録株式質権者Bに対しては、優先配当基準金額を超える剰余金の配当は行わない。</u></p>	<p>（削る）</p>
<p>第12条の4（残余財産の分配） <u>種類株式B 1株当たりの残余財産の分配額は、普通株式の1株当たりの分配額の20倍とする。但し、種類株式B 1株当たりの分配額が、10,000円を超える場合は、10,000円を超える部分についての残余財産の分配額は、普通株式の1株当たりの分配額の1倍（上記20倍及び1倍を以下、各々「分配額調整比率」という。）とする。</u> <u>普通株式に関して株式の分割、株式の併合又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を付与することにより行われる新株の発行のうち時価を下回る発行価額による新株の発行が行われた場合は、分配額調整比率は次の算式（以下「分配額調整比率修正式」という。）により修正するものとする。なお、当社が自己株式を保有している場合には、分配額調整比率修正式において、保有する自己株式数は既発行普通株式数から、保有する自己株式に対して発行される新株の数は新発行普通株式数から、それぞれ控除するものとする。</u></p>	<p>（削る）</p>
<p>分配額調整比率</p> $= \frac{\text{分配額調整比率の修正直前に有効な分配額調整比率}}{\frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}}$	

変更前の定款	変更後の定款
<p><u>第12条の5（議決権等）</u> <u>種類株主Bは、法令による別段の定めがある場合を除き株主総会における議決権を有しない。</u> <u>種類株式Bについては、株式の分割及び株式の併合は行わないものとする。</u></p>	<p>(削る)</p>
<p><u>第12条の6（当会社による種類株式Bの買受）</u> <u>当会社は、定時株主総会の決議に基づき自己株式を買い受ける場合は、普通株式に優先して種類株式Bを買い受けるものとする。</u></p>	<p>(削る)</p>
<p><u>第12条の7（金銭を対価とする取得請求権付株式）</u> <u>当会社は、種類株主B及び種類登録株式質権者Bの請求に基づき、平成24年8月1日以降、毎事業年度に、前期の税引後当期利益の2分の1に相当する額を上限として、種類株式Bを発行価額にて取得する。但し、当会社の平成14年度以降平成23年度までの各期の税引後当期利益の累積額が100億円を超えていない場合は、上記の取得はできないものとし、この場合は、当該累積額に平成24年度以降の各期の税引後当期利益を加えて100億円を超えた翌期以降から上記の取得をするものとする。</u></p>	<p>(削る)</p>
<p>第3章 株主総会 <u>第13条～第16条（略）</u> <u>第17条（総会の決議方法）</u> <u>株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる普通株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第3章（同左） <u>第12条～第15条（同左）</u> <u>第16条（総会の決議方法）</u> <u>株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p>

変更前の定款	変更後の定款
<p>会社法第309条第2項に定める決議は、<u>普通株式の</u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する<u>普通株主</u>が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p><u>第18条</u>（議決権の代理行使）</p> <p><u>普通株主</u>は、当会社の議決権を有する他の<u>普通株主</u>1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p><u>第19条</u>（種類株主総会）</p> <p><u>第14条、第15条、第16条、第17条及び第18条の規定</u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供、開催場所、議長、決議方法及び議決権の代理行使）は、<u>種類株主総会</u>について、これを準用する。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 <u>第20条～第29条</u>（略） 第5章 監査役及び監査役会 <u>第30条～第38条</u>（略） 第6章 計算等 <u>第39条～第42条</u>（略）</p>	<p>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する<u>株主</u>が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p><u>第17条</u>（議決権の代理行使）</p> <p><u>株主</u>は、当会社の議決権を有する他の<u>株主</u>1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>（削る）</p> <p>第4章（同左） <u>第18条～第27条</u>（同左） 第5章（同左） <u>第28条～第36条</u>（同左） 第6章（同左） <u>第37条～第40条</u>（同左）</p>

第4号議案 取締役8名選任の件

本件は、原案どおり、取締役^{いまくぼてつお}に今久保哲大、^{やまぐちかずお}山口和夫、^{よこやまゆうじ}横山雄治、^{さいとうはるひろ}齋藤晴洋、^{たまがわあきお}玉川明夫、^{うえむら}植村明男、^{あきお}今林靖博、^{いまばやしやすひろ}上総諭^{かずささとし}の8氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第5号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案どおり、監査役^{たけうちゆたか}に竹内豊氏が選任され、就任いたしました。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は、原案どおり、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役の補欠監査役として^{くにみねじゆん}国峰淳氏が選任（予選）されました。

以上

取締役及び監査役の新陣容は次のとおりであります。

代表取締役社長 今久保 哲 大

取 締 役 山 口 和 夫

取 締 役 横 山 雄 治

取 締 役 齋 藤 晴 洋

取 締 役 玉 川 明 夫

取 締 役 植 村 明 男

取 締 役 今 林 靖 博

取 締 役 上 総 論

常任監査役(常勤) 海老原 生 夫

常任監査役(常勤) 渡 辺 行 雄

監 査 役 小 倉 良 弘

監 査 役 竹 内 豊



【配当金のお支払いについて】

- ① 配当金領収証により配当金を受け取られる株主様
「配当金領収証」及び「配当金計算書」を同封いたしましたのでご確認ください。
なお、配当金は同封の「配当金領収証」により、払渡期間（平成24年6月28日から平成24年7月31日まで）内にお受け取りください。
 - ② 配当金の口座振込をご指定の株主様
「配当金計算書」及び「お振込先について」を同封いたしましたので、ご確認ください。
 - ③ 株式数比例配分方式をご指定の株主様
「配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしましたので、ご確認ください。
- ※ 「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」をかねており、確定申告を行う際は、その添付資料としてご使用いただくことができますので、大切に保管してください。